

令和7年度

安城市市民活動補助金 補助対象事業

募集要項(2次募集)

申請期間 ▶ 令和7年4月1日(火)～4月30日(水)

募集する補助対象事業 ▶ 市民提案型スタート事業のみ

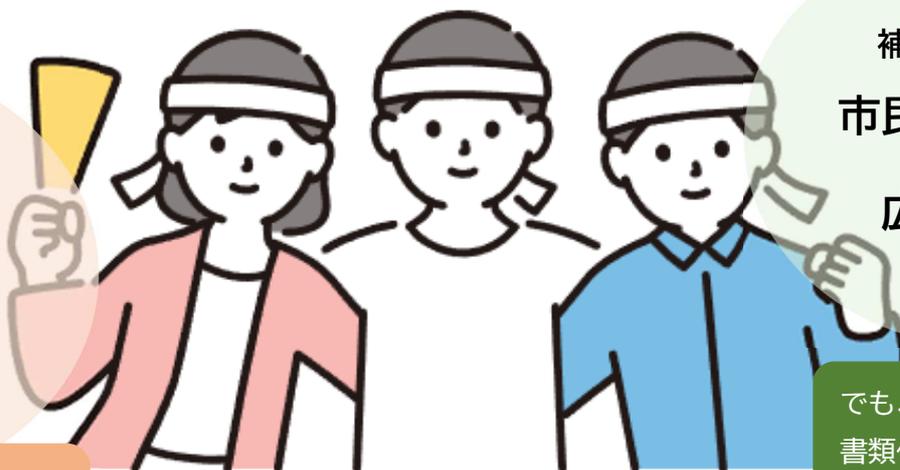
※令和6年9月～10月に令和7年度市民活動補助金を申請した団体は、申請できません。

事業実施期間 令和7年8月1日～令和8年2月末

申請してすぐ事業実施できます。
夏以降の事業にピッタリ！

地域課題を解決して
安城を
より良くしたい！

私たちでも補助金の申請
できるのかな??



補助金を使って
市民活動の幅を
広げたい！

でも、
書類作成が大変そう…

令和7年1月
安城市 市民生活部 市民協働課
☎ 0566-71-2218
FAX 0566-72-3741
✉:kyodo@city.anjo.lg.jp

【目次】

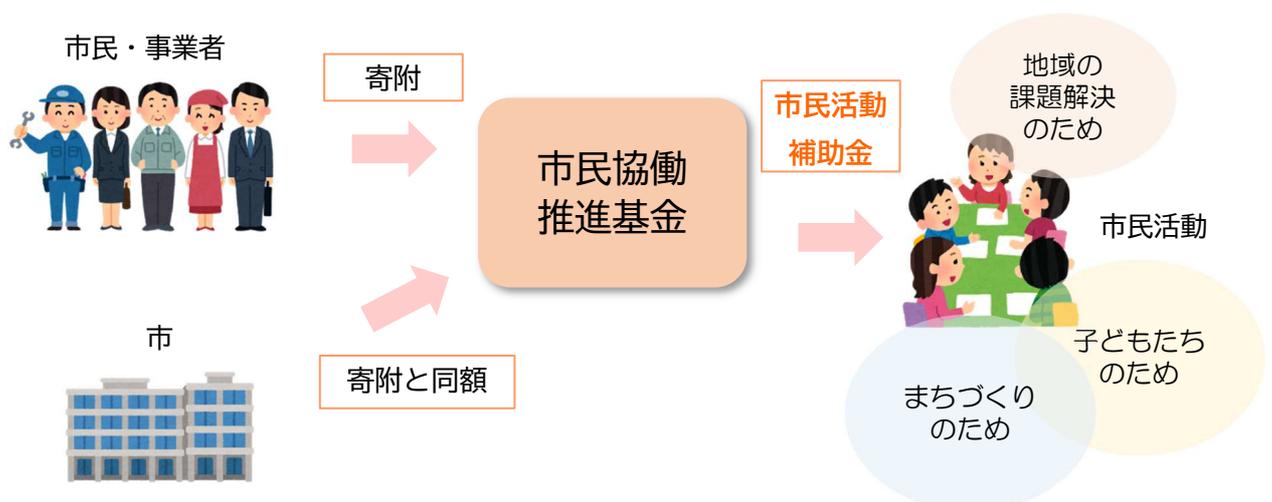
1	申請から報告までの流れ	P. 1
2	概要	P. 1
3	募集内容	P. 1
	(1) 補助対象団体	
	(2) 補助対象事業	
4	補助金の交付回数	P. 2
5	補助金の額	P. 2
6	補助対象経費	P. 3
7	無償労力提供額	P. 3
8	申請方法	P. 3
9	申請期間	P. 4
10	審査方法	P. 4
11	事業実施期間	P. 5
12	前払い	P. 5
13	実績報告	P. 5
14	Q&A	P. 6
15	記入例	P. 8

市民活動補助金の原資

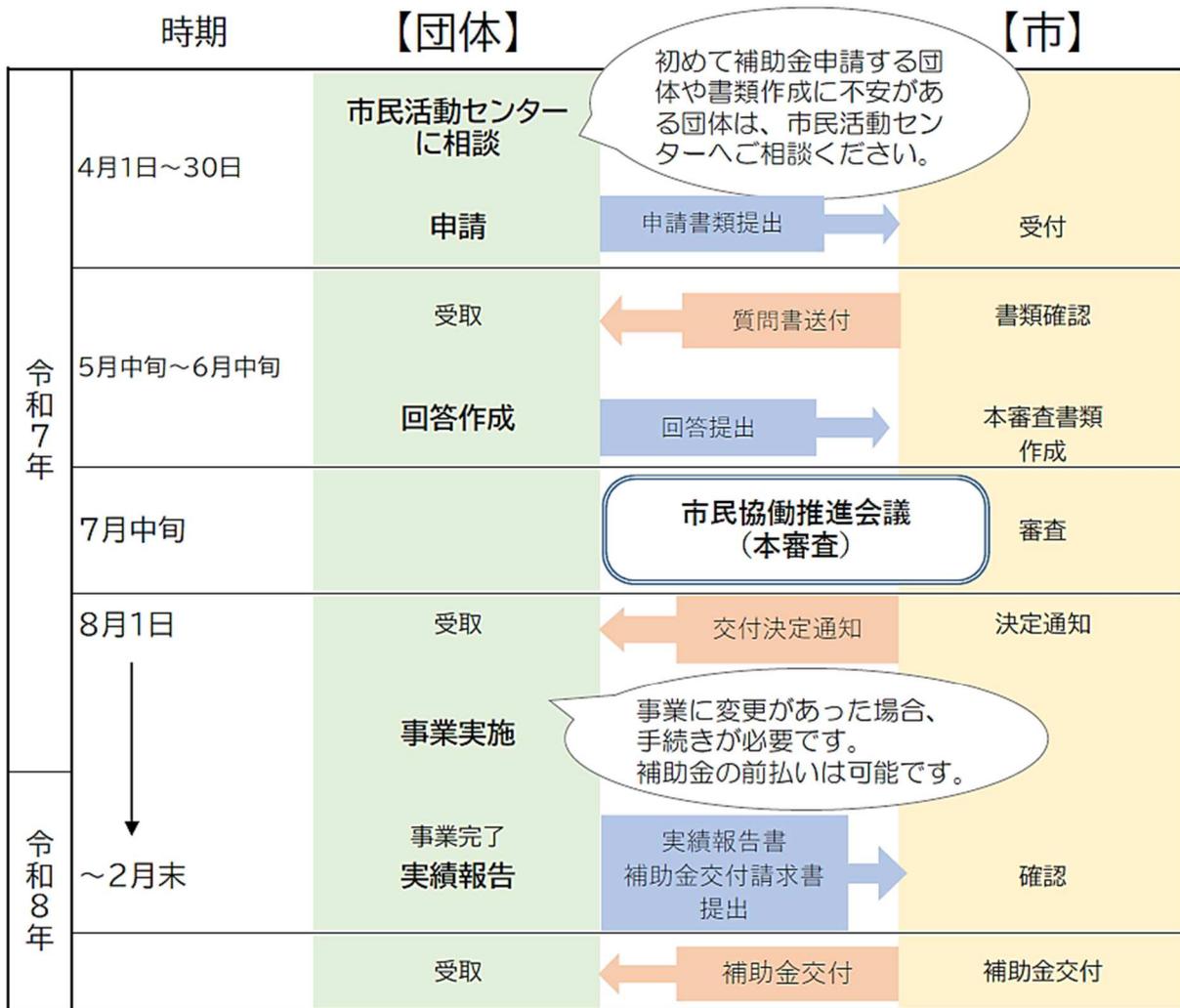
「安城市市民協働推進基金」とは??

市民協働の推進のための総合的な施策を実施するために設置されています。皆様から寄せられた寄附金と、寄附と同額の市から積み立てられた資金を元に運用しています。

市民活動団体が行う、地域課題が抱える諸課題の解決につながる活動を資金面から支援し、市民活動団体の自立と発展及び市民協働の推進を図ることを目的とする「市民活動補助金」の原資となっています。



1 申請から報告までの流れ



2 概要

安城市は、市民協働によるまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながる、幅広い分野の市民活動を支援するため「市民活動補助金」対象事業を公募します。

3 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

現在未登録であっても、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。

ただし、登録には条件（※）があり、審査に1週間程度の時間を要しますので、お早めに安城市民活動センター（安城市民交流センター ☎0566-71-0601）へお問い合わせください。

- ※
- ① 構成員が3人以上で、うち少なくとも1人が市内在住
 - ② 活動の拠点が市内であること
 - ③ 活動が公益的であることが規約等に定められていること など

まずは市民活動センターへご相談ください。



(2) 補助対象事業

市民協働によるまちづくりの推進を図るために主体的に企画・実施する公益を有するもの（基本的には市内で実施）。テーマや活動分野の限定はありません。

2次募集は、市民提案型スタート事業のみ募集します。他の市民提案型事業・行政協働型事業・協働提案型事業は募集しません。

対象事業	事業内容	補助率	補助金 上限額	上限 回数	難易度 (※3)
市民提案型 スタート事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して自ら実施する事業	3/4	5万円	3回	★
市民提案型事業		3/4	10万円	2回	★★
行政協働型事業	①自由なテーマ(※1) ②市が設定したテーマ(※2) 登録団体が①又は②で提案 して、 <u>市と協働して実施する</u> 事業	3/4	15万円	3回	★★★
協働提案型事業	登録団体が、自由なテーマで 提案して、複数の団体(登録 団体、町内会、企業等)が協 働して実施する事業	3/4	22.5万円	2回	★★★

事業内容が、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査又は研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとする者又は受けたもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

4 補助金の交付回数

同一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業までです。

※令和6年9月～10月に令和7年度市民活動補助金を申請した団体は、申請できません。

※過去に市民提案型事業で補助金交付を受けたことがある場合、補助金交付を受けたときと別のテーマによる事業であれば、市民提案型スタート事業を申請することができます。

5 補助金の額

A:補助対象経費の額 = (補助対象経費の合計額) - (補助対象事業による収入の額)

B:無償労力提供額 = (ボランティアスタッフ延べ提供時間) × 500円/時間

補助率



補助金額 = (A+B) × 3/4

※算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てます。

6 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員又はボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※団体又は構成団体の運営に関する経費は、補助対象としません。

※備品代（5万円を超える物品）は対象外です。

領収書の日付が8月1日以前のものは対象外になりますのでご注意ください。



7 無償労力提供額

ボランティアスタッフの延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じた金額。ただし、補助対象経費の3分の1以内とします。

- ・スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはできません。
- ・労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- ・ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- ・実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが確認した従事確認書を提出してください。



8 申請方法

(1) 相談

初めて申請する団体は、申請前に市民活動センターにご相談ください。



初めての団体以外でも、書類の書き方に迷う場合は市民活動センターでアドバイスを受けられます。

(2) 申請書等の提出

提出書類	提出の形式
① 安城市市民活動補助金交付申請書（様式第1）	原本が必要
② 実施計画書（様式第2）	データ可
③ 審査項目ごとの事業説明（実施計画書添付書類）	
④ 収支予算書（様式第3）	
⑤ 安城市民活動センター登録団体証の写し	

様式は、市公式ウェブサイト・市民協働課・市民交流センターにて配布しています。

(提出先) 安城市役所 市民協働課 (本庁舎3階 窓口 No. 34)

午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日を除く)

市公式ウェブサイト▶



9 申請期間

令和7年4月1日(火)～4月30日(水)【厳守】



10 審査方法

審査基準及び採択基準は以下のとおりです。

審査基準：以下の項目について採点を行います。(各5点、総得点25点)

審査項目	審査基準
①公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、 趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
②主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、 積極的に協働する姿勢があるか、など。
③実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、 事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④独創性・発展性	創意工夫がみられるか、 今後の活動につながる取組みはあるか、など。
⑤啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、 実施に当たってのPR方法はどうか、など。

採択基準：

- ①審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ②審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

(1) 書類審査

事務局にて提出された申請書類を確認した後、上記審査基準に基づき市民協働推進会議委員（審査員）による書類審査を行います。

採択はスタート事業の中で順位をつけて選定します。

(2) 本審査

市民協働推進会議において採択の決定を行います。

日時：令和7年7月頃

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

※令和7年度市民協働推進会議の議題の一つとして、採択を行います。

会議を傍聴することも可能です。

1.1 事業実施期間

令和7年8月1日（金）～令和8年2月末日



1.2 前払い

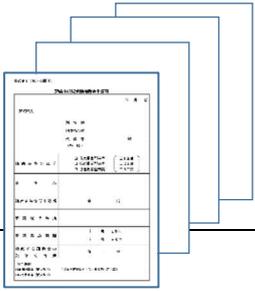
事業実施のために、市長が特に必要と認める場合は、補助金交付決定後に、補助金の全部または一部を前渡しすることができます。

<提出書類>

- ① 前払請求書（様式第4）
- ② 請求に係る内訳書、見積書等

1.3 実績報告

事業完了後 30 日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

書 類	提出の形式等
① 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）	原本が必要
② 収支決算書（様式第7）	データ可
③ 収入及び支出の内訳が分かる領収書等	データ可 ②作成の際に用いた集計表（あれば）
④ 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類（様式第8-1又は8-2）	データ可 
⑤ 事業の記録及び成果物の写真	
⑥ 事業実施のために製作した広報啓発物	

14 Q&A

提案する団体について	
Q1	団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。
A1	申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。

提案内容について	
Q2	昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。
A2	同じ企画でも申請可能です。ただし、採択されるとは限りません。
Q3	スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。
A3	特定の人々(対価を払った者、組織の仲間)を対象に、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。 ただし、事業内容により対象となる場合もあります。
Q4	調査は対象となりますか。
A4	調査又は研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。 ただし、調査したことを成果報告会以外場で発表したり、その調査が社会課題解決のための活動に繋ぐためのものである場合など、補助対象となる場合があります。

申請について	
Q5	申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。
A5	実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。
Q6	市民提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、市民提案型スタート事業に申請できますか。
A6	市民提案型事業で補助金交付を受けたときと違うテーマであれば、スタート事業を3回申請することができます。スタート事業の3回は、同じテーマでも申請できます。

補助対象経費について	
Q7	消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。
A7	原則、補助対象経費となりません。

補助金の交付について	
Q8	採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。
A8	報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額の場合があります。
Q9	申請時より対象経費が増えてしまいましたが、補助金額の増額はありますか。
A9	対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありません。
Q10	補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。
A10	速やかに変更申請を行ってください。 万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返還していただきます。 ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。
Q11	参加者からの負担金等の事業収入があってもよいですか。 事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。

A11	事業収入があっても構いません。ただし、補助金交付後に剰余金が出た場合は返還していただきます。なお収入分は、補助金から差し引くことになります。
Q12	補助金の前払いは、いつでも受け取ることができますか。
A12	可能です。ただし、必ず支出が見込まれる金額で請求してください。また、無償労力提供額は前払いできません。 収支予算書で積算した補助対象経費合計の4分の3又は交付決定額のどちらか低い額が、前払金の上限額となります。

審査方法について	
Q13	申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、自動的に採択になりますか。
A13	予算の範囲内であっても審査の結果、審査員の平均点が15点未満の場合、不採択となります。

無償労力提供額について	
Q14	無償労力提供額はどのように見積もればいいですか。
A14	事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。

実績報告について	
Q15	全ての支出に対して領収書は必要ですか。
A15	必要です。何を購入した領収書なのかが分かるようにしてください。レシートでも構いません。ただし、事業実施期間内のものに限りです。
Q16	対象経費だけで上限金額を超える場合、無償労力提供の書類は必要ですか。
A16	必要ありません。補助金に加算する場合のみご提出ください。

【申請団体について】

Q17 どのような団体が申請していますか。

A17 令和6年度 交付決定団体	団体名	申請事業区分	事業名	申請額(円)
	井杭山卓ボラ会	市民提案型 スタート事業	井杭山公民館 卓球台無料開放事業	50,000
	みんなのいずみ食堂	市民提案型 スタート事業	みんなのいずみ食堂	50,000
	西三河野生生物研究会	市民提案型 スタート事業	「ライトトラップで知ろう 身近な自然」2024	12,000
	ザ・プレチャーズ	市民提案型事業	街かどフリーライブ及び 各所訪問出前コンサート	100,000

地域課題の解決のために市民活動補助金をご利用ください。
ご応募をお待ちしています♪



15 記入例

様式第1 (第7条関係)

記入例

安城市市民活動補助金交付申請書

令和〇〇年4月〇〇日	
安城市長	代表者の手書きではない場合、 押印が必要です
所在地	安城市桜町18番23号
団体の名称	〇〇〇の会
代表者 (役職)	会長 安城 太郎 (※)
(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。	
補助事業の区分	市民提案型スタート事業 (1回目・2回目・3回目) 市民提案型事業 (1回目・2回目) 行政協働型事業 (1回目・2回目・3回目) 協働提案型事業 (1回目・2回目)
事業名	〇〇〇〇〇事業
補助金交付申請額	金 50,000 円
事業実施期間	アンフォーレ 令和〇年 〇月〇〇日から 令和△年 〇月〇〇日まで
類似する補助金の受領の有無	有 ・ 無 (無が丸で囲まれている)
(添付書類) □実施計画書(様式第2) □収支予算書(様式第3)	□安城市民活動センター 「有」の場合 補助金を受けられません

様式第2（第7条関係）

実施計画書

1 申請団体の概要

団 体 名	〇〇〇の会			
代 表 者 氏 名	安城 太郎		市からの書類の受取先をご記入ください。	
団 体 連 絡 先 (申請担当者)	氏 名	安城 花子		
	住 所	〒 446-8501 安城市桜町18番23号		
	連 絡 先	Tel :	0566-71-2218	
		Fax :	0566-72-3741	
e-mail :		kyodo@city.anjo.lg.jp		
設 立 年 月 日	平成〇年 〇月〇〇日	構 成 員 数	15人	
活 動 の 目 的 ・ 目 標 ※何を目指して活動しているのかを簡潔に記入	<p>本会は男女共同参画を推進するために設立された。</p> <p>広く男女共同参画を啓発し、誰もが自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方ができる社会の実現を目指す。</p>			
活 動 の 内 容 ・ 活 動 実 績 ※具体的に記入	<p>男女共同参画を広く知ってもらうために、啓発活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催(年1回) ・セミナー(年2回) 			

2 申請事業概要

事 業 名	〇〇〇〇〇事業	
協 働 団 体 ※行政協働型事業・ 協働提案型事業の 場合に記入	団 体 名	代 表 者 名

解決したい地域課題・事業の対象者・
解決策を必ず記入

<p>事業の目的</p> <p>※・解決したい地域課題 ・事業の対象者 ・解決策 を記入</p>	<p>ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスといった、男女差別や無意識の差別があることや、LGBTなどの性的少数者の方についてなどを、老若男女問わず多くの方にイベントや啓発誌で知ってもらい、人権を尊重し、多様性を認め合え、誰でも豊かな生活が送れる社会に近づけていくことを目的とする</p> <p>参加人数等の事業規模、 参加者負担に関する考え方を記入</p>		
<p>事業の内容・特徴</p>	<p>・〇〇イベントの実施 時期：〇年 11 月頃/場所：アンフォーレ/参加者：100 人程度 LGBT 当事者や大学教授など複数の講師を招き、パネルディスカッションや質疑応答の時間を設け、参加者の理解をより深めてもらう。配布する資料分の金額のみ参加者に負担してもらう。</p> <p>・啓発誌の発行 時期：〇年 11 月頃/イベント当日/200 部配布 11～12 月頃/町内会・公民館/800 部配布(持込・郵送) LGBT の説明やどのような差別があるか具体的な事例などを載せ、小学生でも分かる内容のものにする</p> <p>配布方法を記入</p>		
<p>事業計画</p>	<p>時期</p>	<p>内 容</p>	<p>場所</p>
<p>事業の実施により期待される効果</p>	<p>複数の講師を招き、いろいろな立場からの話を聞くこと、また、チラシや啓発誌を多くの人に配布することで、イベント参加者や啓発誌読者など多くの方に、男女差別や無意識の差別があることや、LGBTなどの性的少数者の方についてなど、男女共同参画に関する理解を深めることができ、男女共同参画社会の実現に近づける。</p>		

記入例

審査項目ごとの事業説明

団体名	〇〇〇の会	いずれかの審査項目の事業説明の中で、具体的な数値 (この事業を行うことで、こういった〇人の方を〇人に 減らしたい など) をできる限り記入してください。
事業名	〇〇〇〇〇事	

審査項目	審査基準	事業説明
公共性 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど 	<p>全ての方が対象であり、人権の尊重、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた、地域、社会に貢献できる事業である。</p> <p>第5次安城市男女共同参画プランの成果指標である「家庭生活において男女平等と考える市民の割合(市民アンケート調査)(R4 27.3%)を増加させることに貢献する。</p>
主体性 積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に企画・運営・実施するものであるか ・積極的に協働する姿勢があるかなど 	<p>イベントは当団体が主に企画・運営し、実施は学生ボランティアと協働で行う。啓発誌は主に当団体が作成し、配布等は町内会と協働で行う。</p> <p>チラシや啓発誌の配布は、自分たちで公民館に持込んで啓発していく。</p>
実現性 計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど 	<p>4月から週に1回打合わせをし、8月末頃には内容等を決定し、11月にイベント開催・啓発誌発行と、時間的には十分な計画であり、会場に観客を入れてできない場合は、オンラインでの開催も検討している。</p>
独創性 発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫がみられるか ・今後の活動につながる取組みはあるかなど 	<p>複数の講師を招いてディスカッションしてもらうこと、イベント開催と併せて啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めてもらうことができる。また、イベント後にアンケートを実施することにより、男女共同参画の意識の変化を確認し、今後の活動に活かしていく。</p>
啓発性 PR性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への発信力はあるか、 ・実施に当たってのPR方法はどうか など 	<p>チラシや啓発誌の配布は、自分たちで、多くの町内会や公民館に持込んで啓発し、また、SNSも活用してPRしていく。</p>

団体名	〇〇〇の会
事業名	〇〇〇〇〇事業

【収入】

項目	金額	内訳・備考
安城市市民活動補助金 ①	50,000 円	=⑮
事業収入による	参加者負担金	10,000 円 参加者100人×100円
	寄附金・協賛金	円
	計 ②	10,000 円
その他収入 ③	13,300 円	会費 (団体運営費)
合計 ④	73,300 円	=①+②+③ (=⑦支出の合計)

【支出】

項目	金額	内訳・備考
補助対象経費	報償費	15,000 円 外部講師謝礼 (5,000円×3名)
	旅費	5,000 円 スタッフ・講師交通費
	需用費	3,300 円 チラシ印刷代 (10円×300枚×税)
		11,000 円 啓発誌印刷代 (10円×1,000冊×税)
	役務費	7,000 円 チラシ・啓発誌郵送料 (140円×50か所)
		円
	使用料及び賃借料	30,000 円 アンフォーレ ホール等使用料
その他の経費	円	
計 ⑤	71,300 円	8月1日より前の領収書やレシートは補助対象外経費になります。
需用費	2,000 円 打合せ時の飲食代	
対象外経費		
	計 ⑥	2,000 円
合計 ⑦	73,300 円	=⑤+⑥ (=④収入の合計)

【無償労力提供】

項目	提供時間	内訳・備考
啓発誌作成	60 時間 分	3時間×4人×5日
△月△日当日運営	80 時間 分	8時間×10人
	時間 分	
延べ提供時間 ⑧	140 時間	※60分未満切り捨て
延べ無償労力提供額 ⑨	70,000 円	=⑧×500円
無償労力提供額 上限額 ⑩	20,433 円	(補助対象経費－事業収入) の1/3 = (⑤－②) ×1/3 (1円未満切り捨て)
⑨と⑩のどちらか低い額 ⑪	20,433 円	

【補助金額】

市民活動補助金 上限額 ⑫	50,000 円	
補助対象経費＋無償労力提供額 ⑬	81,733 円	補助対象経費＋無償労力提供額－事業収入 = (⑤+⑪－②)
(補助対象経費＋無償労力提供額) の3/4 ⑭	61,000 円	=⑬×3/4 (1,000円未満切り捨て)
⑫と⑭のどちらか低い額 ⑮	50,000 円	→① (収入 市民活動補助金)